

国民健康保険のお知らせ

【問合せ】▶保険料の算定、加入・脱退の届け出…医療保険年金課国保資格係☎(5273)4146、▶保険料の納付相談…納付推進係☎(5273)4158(いずれも本庁舎4階)へ。

令和2年度の国民健康保険料

◆保険料を改定しました

医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金等を基に保険料を毎年見直し、均等割額・所得割額を改定しています。令和2年度の保険料は下図のとおりです。

※新宿区ホームページに、前年中の総所得金額等や年齢を入力すると、保険料を計算できる「試算シート」を掲載しています。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係へ。

基礎賦課額 (医療分)	後期高齢者支援金等 賦課額(支援金分)	介護納付金賦課額 (介護分)	年間 保険料
【均等割額】 39,900円 ×世帯の加入者数 + 【所得割額】 世帯加入者全員の 令和2年度の 算定基礎額(※) ×100分の 7.14	【均等割額】 12,900円 ×世帯の加入者数 + 【所得割額】 世帯加入者全員の 令和2年度の 算定基礎額(※) ×100分の 2.29	【均等割額】 15,600円 ×世帯の加入者のうち 40歳以上65歳未満の方の人数 + 【所得割額】 世帯の加入者のうち 40歳以上65歳未満の方の 令和2年度の算定基礎額(※) ×100分の 1.96	
賦課限度額63万円	賦課限度額19万円	賦課限度額17万円	

※算定基礎額…令和元(平成31)年中の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

◆保険料の納付

●納入通知書をお送りします

令和2年度の納入通知書は、6月に発送します。1年間の保険料は、6月～翌年3月に10回に分けて納めてください。納付書は、6月～9月納期分を6月に、10月～3月納期分を10月に発送します。なお、6月は一括払い用の納付書も同封します。

※令和2年1月2日以降に新宿区に転入した方へは6月に発送する納入通知書では、均等割額のみをお知らせします。前住所地の住民税の課税内容から算定基礎額を計算し、所得割額を確定した上で、後日、保険料の変更通知をお送りします。

●申告が済んでいない方は令和2年度の住民税の申告を

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算します。令和2年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください。確定申告をした方は、住民税の申告は必要ありません。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係へ。

◆国民健康保険料は必ず納めましょう

国民健康保険に加入している皆さんは、医療費の一部を負担して医療を受けるとともに、保険料を納める義務があります。保険料は必ず納めましょう。

【問合せ】医療保険年金課納付推進係へ。

●保険料を納めないと

未納期間に応じて、次の措置を取ります。特別な事情があるときは、お早めにご相談ください(毎月第4日曜日の休日納付相談もご利用ください)。

▶督促や催告をしても納付がない場合は、通常の保険証の代わりに、有効期限の短い保険証(短期証)や資格証明書を交付します。資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることを証明するものです。病院にかかるときに提示すれば、保険診療として扱われますが、医療費は通常の自己負担分(3割)ではなく、全額(10割)を支払うこととなります。後日、療養費として申請すると、保険者負担分(7割)をお支払いします(滞納がある場合は保険料に充当します)。

▶高額療養費等保険給付金の全額または一部を、未納の保険料に充てる場合があります。また、保険料を滞納している方は「限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」の申請はできません。

▶保険料滞納の状態が続くと、法律に基づいて預貯金・給与・生命保険などの財産を差し押さえる場合があります。

▶納期限までに保険料の納付がない場合、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金が加算されます。

国民健康保険の加入・脱退の届け出を

医療保険制度では、全ての方が公的な健康保険に加入しなければなりません。退職等で勤務先の健康保険をやめたときや国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出が必要です(自動的に切り替わりません)。

国民健康保険の資格は、「加入しなければならない日」から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。

会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係へ。

届け出は医療保険年金課・特別出張所へ

▶勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入するとき

資格喪失証明書をお持ちください(扶養家族がいないときは退職証明書でも代用できます)。

▶新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険を脱退するとき

国民健康保険証と、勤務先の新しい保険証をお持ちください。郵送でも手続きできます。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

※届け出にはマイナンバー(個人番号)の確認ができる書類(通知カード等)と本人確認ができる書類(運転免許証等)が必要です。

※代理人が届け出をする場合は、上記に加え委任状と代理人の本人確認ができる書類もお持ちください。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係へ。



新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方・不安がある方はご相談ください

■保険料の軽減や減免

●非自発的失業者への保険料の軽減措置

解雇・倒産・雇止め等により離職した方は、保険料を軽減できる場合があります。次の全ての条件を満たす方が対象です。

▶離職日時点で65歳未満の方

▶公共職業安定所(ハローワーク)で雇用保険の手続きをし、雇用保険の特定受給者または特定理由離職者と認められた方

●一般減免

災害・解雇・倒産・病気などで生活が著しく困難となった場合に、自分の資産や能力を活用しても一時的に納付が困難になったときは、保険料の所得割額の減額・免除を申請することができます。

※納期限の過ぎているまたは未確定の保険料は減免できません。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係へ。

■徴収の猶予

【対象】次のいずれかに該当し、保険料を一時に納付することができない方が対象です。

▶① 財産に被害があったまたは財産が盗難にあった場合

▶② 納付義務者または納付義務者と生計を共にしている親族が病気にかかったまたは負傷した場合

▶③ 事業を廃止または休止した場合

▶④ 事業に著しい損失を受けた場合

▶⑤ ①～④のいずれかの事実と類する事実があった場合

【問合せ】医療保険年金課納付推進係へ。

■換価の猶予

保険料を一時に納付できない場合、滞納処分による財産の換価(公売)を猶予します。

【問合せ】医療保険年金課納付推進係へ。